

外郭団体の経営評価に関する指針

(目的)

- 1 この指針は、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 7 条第 2 項の規定等に基づき、外郭団体自らの経営評価並びに当該経営評価についての市長の審査及び評価を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 2 この指針の用語の定義は、条例の定めるところによる。

(経営評価)

- 3 外郭団体は、次の各号に掲げる類型の区分に応じ当該各号に定める視点から経営評価を行う。

(1) CS（市民満足）、事業効果（設立目的と事業内容の適合性）

- ア 法人のミッションに適った公共的サービスが提供されていること。
- イ 法人が提供するサービスは期待される効果を発揮し、市民（利用者）から評価されていること。

(2) 財務（健全性、採算性）、効率性（コスト抑制と経営資源の有効活用、自立性の向上）

- ア 財務体質の健全性が確保されていること。
- イ 収支状況が適正に推移していること。（採算性が確保されているか。）
- ウ 人件費やその他の経費に関するコスト抑制努力と経営資源の有効活用等による収入確保努力を通じ、効率性が確保されていること。
- エ 市財政への依存が抑制され、法人経営の自立性が向上していること。

(3) 市から自立化するための取組み

- ア コーポレートガバナンス（持続的かつ安定的な団体運営及び団体価値の向上に資する取組み）の強化に努めていること。
- イ 市からの人的関与や資本的関与見直しに対応していること。

(4) その他

- ア 前の各号に定める以外で、法人の経営上重要と認められるもの。

(視点の選択)

- 4 外郭団体は経営評価を行う視点については、外郭団体を所管する所属（大阪市市長直轄組織設置条例（平成 24 年大阪市条例第 12 号）第 1 条に掲げる組織及び大阪市事務分掌条例（昭和 38 年大阪市条例第 31 号）第 1 条に掲げる組織）の長及び所管機関（教育委員会事務局及び水道局）の長（以下、「所管所属長」という。）と協議を行ったうえ決定すること。

所管所属長は、次の各号の定めに従って、各団体の条例に定める役割や株式会社及び一般財団法人等の経営形態や法人の実施事業に応じて、協議を行うこと。

- (1) 本市の役割を補完・代替する活動を行う法人で、本市が運営に多大な影響を及ぼしている外郭団体（条例第 2 条第 1 号）については、前項第 1 号及び第 2 号に定める区分の視点が設定されていること。

(2) 府市の類似団体統合の対象となる法人や自立化に取り組む法人で、本市が運営に多大な影響を及ぼしている外郭団体（条例第2条第2号）については、前項第1号、第2号及び第3号の区分に定める視点が設定されていること。

(3) 前項第4号に定める視点については、必要に応じて選択すること。

(所管局の審査)

5 所管所属長は所管する外郭団体について、当該団体の指導及び監督を行う立場から、経営評価の妥当性及び改善の必要性について、第3項各号に掲げる視点ごとに審査を行う。

(評価及び助言等の実施)

6 所管所属長は外郭団体が行った経営評価及び前項で行った審査の結果を踏まえ、外郭団体の事業の実施状況、経営状況その他の事項について、次の各号に掲げる視点から評価を行う。

(1) 事業の実施状況及び経営状況に関し特に改善が必要な状況にある項目の有無

(2) 経営評価及び第5項の審査の結果に基づく助言等が必要な課題及び必要な措置を講じるよう求めるべき課題の有無

(3) 市が定める外郭団体の方向性の取組みに対する十分な課題認識及び対応方針の有無

(4) 評価の結果等に基づく団体への関与の見直し等の検討の必要性

7 所管所属長は、前項で行った評価及び助言等の案を作成し、大阪市外郭団体評価委員会の意見を聴く。(ただし、市政改革室長が所管する特定団体については別途行う。)

8 所管所属長は、前項で聞いた意見を踏まえ、評価の結果及び助言等を外郭団体に対し通知し、助言等を行うとともに、総務局長に報告する。

(評価結果等の公表)

9 総務局長は、前項により報告のあった助言等及び講じるよう求めた必要な措置をとりまとめ、市会に報告するとともに、その内容を公表する。

(その他)

10 その他経営評価等の実施に関し必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この指針は、平成26年3月27日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年2月17日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年4月1日から施行する。